

公立大学法人大阪デジタルサイネージ運営業務委託契約書

公立大学法人大阪（以下「甲」という。）と〇〇〇（以下「乙」という。）は、大阪公立大学デジタルサイネージ（以下「デジタルサイネージ」という。）の設置及び運営について、下記の条項により契約を締結する。

（契約期間）

第1条 本契約の契約期間は契約締結日より令和8年3月31日までとする。ただし、継続して委託することが適当であると法人が認めた場合は、令和8年度以降の契約を最大5年まで年度ごとに更新することがある。

（実施場所）

第2条 デジタルサイネージ実施場所は次のとおりとする。詳細な設置場所及びデジタルサイネージ放映時間については別紙のとおりとする。

実施場所：大阪公立大学 森之宮キャンパス

（業務内容）

- 第3条 乙は、乙が所有するデジタルサイネージ機器（以下「サイネージ機器」という。）を甲の施設に設置し、広告の掲出等に必要な業務（以下、「運営業務」という。）を行うものとする。
- 2 乙は、甲が所有し設置したサイネージ機器のうち、甲が指定したサイネージ機器について、同様に運営業務を行うものとする。
- 3 乙は、公募時に提出した企画提案書に基づき業務を履行するものとする。

（広告）

- 第4条 乙がデジタルサイネージで放映する広告の内容は、事前に甲に承諾を得たもののみとする。
- 2 デジタルサイネージに掲載された広告内容についての一切の責任は乙が負うものとし、甲は一切の責任及び負担を負わないものとする。
- 3 広告内容が第三者の知的財産権を侵害するものではないこと、及び広告内容等に係る財産権について合理的な権利処理が完了していることについて、乙が保証するものとする。

（広告料）

第5条 乙は、広告を放映することで得た収入（以下「広告料」という。）を毎月計算し、翌月20日までに甲に報告しなければならない。

- 2 乙は、報告した広告料から事業手数料を差し引いた金額を甲が指定する期日までに、甲が発行する請求書により納入しなければならない。事業手数料は、別紙のとおりとする。
- 3 前項の支払いを甲の指定した期限までに納付がないときは、指定期限日の翌日から納付の日までの日数に応じ債務額に対して支払い期日の翌日における民事法定利率の割合で算出した金額を遅滞料として併せて発注者に納付しなければならない。

(サイネージ機器の維持管理)

第6条 サイネージ機器の日常的な管理・保全は甲が行う。

- 2 前項の維持管理に要する費用並びに光熱費等は甲が負担する。
- 3 サイネージ機器が破損した場合、サイネージ機器の所有者が修繕等を行うものとする。
- 4 広告配信における不具合等、運営業務上で発生したサイネージ機器破損以外の不具合については、乙が対応するものとする。

(サイネージ機器の設置及び撤去)

第7条 乙が所有するサイネージ機器の設置及び撤去は、乙が行うものとし、これに要する費用は乙の負担とする。

- 2 乙は、前項の設置及び撤去を行おうとするときは、事前に甲に対して申し出をし、承認を得なければならない。

(本契約の解除)

第8条 甲は、次のいずれかの事実が生じた場合は、第1条に定める契約期間中であっても、何らの催告をすることなく、直ちに本契約を解除することができる。

- (1) 本契約の締結及び履行に際し、不正の行為を行ったとき。
 - (2) 乙が、正当な理由なく本契約の全部又は一部を履行しないとき。
 - (3) 乙について、法令違反等の不正行為、公序良俗に反する行為その他社会的信用を失墜する行為を行ったとき。
- 2 甲は、前項の規定によって本契約を解除したことで生じる損害について、その損害賠償を乙に請求することができる。
 - 3 乙は第1項の規定によって本契約が解除になった場合において、第三者に対して損害を与え、また第三者に対して報酬等の補償を行う必要が生じたときは、自己の責任と負担において解決するものとする。
 - 4 乙は、甲がこの契約に違反し、それにより業務を完了することが不可能となったときは、書面をもって甲に通告することによって、この契約を解除することができる。この場合において、乙が本契約を解除しようとする日から起算して30日前までに書面によ

り解約理由を付して甲に申出なければならない。

(原状回復)

第9条 乙は、契約期間が満了したとき又は契約が解除されたときは、速やかに乙の設置したサイネージ機器を撤去し、原状回復しなければならない。

2 前項の場合において、甲が乙に代わって原状回復したときは、乙はこれに要した費用を支払わなければならない。

(損害の賠償)

第10条 甲及び乙は、その責めに帰することができない事由による場合を除き、本契約を履行しないため又は履行に瑕疵があり、相手方又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(重大な事情変更)

第11条 甲及び乙は、第1条の契約期間中、重大な事情の変化が生じた場合には、相手方に対して当該事情を通知のうえ、甲乙誠実に協議のうえ、本契約の内容を変更することができる。

2 甲及び乙は、災害その他やむを得ない理由により、本契約の履行に支障があると判断した場合には、相手方と協議のうえ、本契約の内容を変更することができる。

(秘密保持)

第12条 乙は、本契約上知り得た秘密を本契約の履行以外の目的では使用せず、みだりに他社に漏らしてはならない。

2 前項の規定は、本契約の終了又は解除の後も情報を保有する限り効力を有する。

(譲渡禁止)

第13条 乙は、本契約に基づく権利義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡し、承継させ、転貸し、使用若しくは収益を目的とする権利を設定し、又は抵当権若しくは質権を設定してはならない。

(疑義の解釈)

第14条 本契約に定めのない事項及び本契約に関し疑義が生じたときは、甲乙協議のうえこれを定める。

(裁判管轄)

第15条 本契約に関し、紛争が生じた場合には、大阪簡易裁判所または大阪地方裁判所

を第一審の専属的な合意管轄裁判所とする。

本契約の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲及び乙がそれぞれ記名押印のうえ、各自 1 通を保有する。

〇〇〇〇年〇月〇日

甲 大阪府大阪市城東区森之宮 1 丁目 6 番 85 号 3 階
公立大学法人大阪
理事長
福島 伸一 印

乙 ○○○○○○○○○○○○○○○○○
○○○○株式会社
○○ ○○○○
○○ ○○ 印